

提出日：平成29年7月3日

担当部・課 健康部健康推進課〔内線2416〕

① 件名	石巻薬剤師会との災害時における医療救護活動に関する協定締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 東日本大震災において、宮城県と宮城県薬剤師会が災害協定を締結していたことで、宮城県を通じた要請により医療救護活動を実施した。</p> <p>【目的】 石巻薬剤師会と協定を締結し、災害発生時における医療救護について、被災された方々に対し、より迅速な対応を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：無】又は【個別計画との整合性】 地域防災計画（共通編） 第2章 災害事前対策 第10節 医療救護体制の整備 第1 医療救護体制の整備</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成28年12月 災害時における協定について石巻薬剤師会と打合せ（計2回） ～平成29年6月
⑤ 主な内容	<p>【協定内容】 石巻薬剤師会は市が設置する避難所及び医薬品の集積場所等において以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者に対する調剤及び服薬指導等 2 医薬品の仕分け及び管理 3 その他医療救護活動に必要な業務 <p>【協定締結期間】 平成29年7月7日～平成30年7月6日（1年毎に自動更新）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 災害時における医療救護活動（調剤、服薬指導等）の迅速化が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>平成10年10月20日 宮城県と宮城県薬剤師会が協定締結</p> <p>平成13年 3月16日 仙台市と仙台市薬剤師会が協定締結</p> <p>平成21年 5月21日 岩沼市と岩沼薬剤師会が協定締結</p> <p>平成25年 3月28日 名取市と岩沼薬剤師会が協定締結</p> <p>平成26年 3月20日 亘理町と岩沼薬剤師会が協定締結</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	平成29年 7月 7日 災害時における医療救護活動についての協定締結式
⑨ その他	<p>平成22年10月 1日 石巻市医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」締結</p> <p>平成29年 5月18日 石巻歯科医師会と「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」締結</p>